

## 赤塚税務会計事務所通信

## インボイス制度最終確認

～制度開始直前に確認しておきたいこと～

9月になりました。例年この時期になると夏の終わりをを感じるものですが、まだまだ気温の高い日が続きそうですね。

さて、消費税のインボイス制度開始まであと1か月となりました。複数税率(標準10%と軽減8%)が始まったときからすでに予定されていたことですが、いよいよインボイス制度が本格的に始まります。そこで今回は、制度開始にあたって確認しておきたいことをまとめてみます。

**インボイス発行事業者の登録**

インボイス発行事業者になるためには、税務署に登録申請書を提出する必要があります、制度開始日(令和5年10月1日)から登録事業者となるためには、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。

また、免税事業者が10月2日以後に登録を希望する場合には、登録希望日の15日前までに登録申請書を提出することにより、希望日より登録事業者(課税事業者)となります。

**売上請求書、領収書等の発行**

インボイスの登録事業者となっている場合には、10/1以降の取引につき、取引相手からの求めに応じてインボイスを発行する必要があります。

インボイスの必要記載事項は、

- ① 発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上年月日
- ③ 売上の商品・サービスの内容

- ④ 売上の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称となります。

今までと変わるところは、登録番号の記載、適用税率の記載、税率ごとに区分した消費税額の記載です。

また、消費税の端数計算については、1枚のインボイスにつき1回とされていますので、複数の商品やサービスを1枚の請求書で請求する場合には、ひとつひとつの商品ごとに消費税を計算するのではなく、税抜金額を合計して、この税抜合計金額に消費税を加算するというような工夫が必要になります。

**修正がある場合**

交付したインボイスに誤りがあった場合には、修

裏面に続きます～

正したインボイスを発行し、交付しなければなりません。このときに買手側（インボイスをもらう側）で追記・訂正することは認められませんので、必ず、売手側に再度発行してもらいましょう。

なお、インボイス自体は、必要な事項が記載されていれば、手書きのものでも大丈夫です。

### **買手側の経理処理**

買手側の処理については、インボイスが発行されているのか（登録事業者との取引なのか）、インボイスがないのかを区別する必要があります。経理処理については、事業者様の状況によって、会計ソフトを使っている場合、伝票を作成している場合、現金出納帳を作成している場合など様々だと思います。

いずれにしても、10/1以降の取引については、仕入・外注・消耗品・交際費等の諸経費全てについて、インボイスの有無を区別して記帳していく必要があります。

インボイスの有無によって消費税の納税額に影響が出てきますので、受領した請求書や領収書がインボイスではない場合（登録番号の記載がない場合など）には、取引先にインボイスが発行できるかどうかを確認したほうがいいかもしれません。といいますのも、インボイスの発行自体は、取引相手に求められた場合に発行すればよいとされていますので、発行を求められなければ、発行しないという事業者様（お客様の多くが事業者ではなく一般消費者の場合など）もいる可能性もあるのです。

### **家賃など毎月請求書を発行しない場合**

家賃などのように、契約書に基づき、毎月の支払いがあるため、毎月請求書を発行しない場合もあると思います。

インボイスについては、1枚の書類で全ての記載事項を満たさなくても、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体でインボイスと扱われます。

例えば、賃貸借契約書に消費税額の記載があるものの、登録番号の記載がない場合には、

- ① 賃貸借契約書
- ② 賃貸人が賃借人に宛てた登録番号の通知書
- ③ 通帳や振込金受取書

を合わせて保存することにより、インボイスの保存があるものとされます。

### **まとめ**

消費税が導入されてはや 35 年ですが、インボイス制度の導入はこれまでの消費税の改正の中で、最も影響度の大きいものといえるでしょう。

制度開始後もしばらく混乱が予想されますが、ひとつひとつ確認しながら、不利益のないように気を付けていきましょう。



#### **赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！